

令和8年3月25日

指定障害福祉サービス事業者に対する指定の一部効力停止について

沖縄県生活福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者について、下記のとおり指定の一部効力（新規利用者の受入）を6カ月間停止したので、お知らせします。

指定事業者の皆様におかれましては、再発防止に向けた虐待防止対策等の再点検を行うとともに、今後とも障害者総合支援法等に基づき適正な指定障害福祉サービスの提供にご尽力されますよう、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 対象法人

法人名 合同会社 縁  
代表者名 代表社員 藤枝 直

2 対象事業所

事業所名 就労支援事業所 EN  
事業所所在地 沖縄県名護市大北5丁目16番12号  
事業所番号 4711600694  
指定年月日 令和3年9月1日  
サービスの種類 就労継続支援B型

3 行政処分の内容

指定の一部効力停止6か月間（新規利用者の受入）  
令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

4 行政処分の理由（同法第50条第1項第3号）

- (1) 上記指定事業者が運営する就労継続支援B型「就労支援事業所EN」の敷地内において、当該施設従事者が利用者に対し暴行を加え、傷害を負わせた。

以上